

第76回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成28年10月24日(月)10時00分～12時00分
2. 場 所 神戸市役所1号館14階AV1会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員(敬称略・五十音順)
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、北川学、柴田眞里、玉置久、川崎真二、中川丈久、
灘本明代、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
市民参画推進局参画推進部区政振興課担当課長
保健福祉局健康部地域医療課長
保健福祉局高齢福祉部介護保険課担当課長
保健福祉局高齢福祉部介護保険課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課担当課長
行財政局主税部課税企画課担当課長
行財政局主税部税制課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当課長、
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付申請について
 - ②在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
 - ③情報連携基盤システムへの情報項目の追加及びオンライン化について
 - ④介護保険システムへの情報項目の追加について
 - ⑤国民健康保険システムのサーバ管理項目の確定について
 - ⑥市民税サブシステムへの情報項目の追加について
 - ⑦新収滞納システムへの情報項目の追加について
 - ⑧神戸市ふるさと納税管理システムの構築について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付申請について

市民参画推進局参画推進部区政振興課から、電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付申請について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 電子申請するとき、自宅にあるパソコンでシステムにアクセスするということですね。それで私がマイナンバーカードを持っていて、たとえば住民票を取ろうとしたら、具体的にどういふことをすることになるのでしょうか。
- 区政振興課 ご自宅のパソコンに、マイナンバーカードを通すカードリーダーが備わっているということが前提になりますが、そちらにカードを置いて、アクセスしていただきます。次に、必要項目を入力いただくという形で、マイナンバーカードにある電子証明書でご本人確認をさせていただき、申請いただくと。そうしますと、証明書を発行する部署に、こういう申請が来たということが分かりますので、それを内容確認させていただいて、証明発行できる状態のものか審査させていただきます。審査ができましたら、クレジットカードにより手数料を支払っていただくこととなりますので、ご本人にメールを送らせていただいて、お支払いの手続きをしていただきます。クレジット決済が完了したという確認が取れましたら、郵送請求処理センターからご自宅に証明書を送付させていただくという流れになります。
- 委 員 いまおっしゃった流れの中で、必要事項を入力して、というところで気になるのですが、マイナンバーであれば、その番号を打ち込むのでしょうか。
- 区政振興課 マイナンバーを打ち込むというわけではなくて、申請がたとえば住民票であれば、申請者が誰であるとか、世帯全員のものであるとか、そういうものを選んでいただくということです。
- 委 員 受付をする側は、おそらくたいへん注意を払ってシステムを構築されるのでしょうかけれども、申請者のパソコンは、セキュリティの保護が十分でない方も多いと思われまますので、そこでセンシティブなものを入力す

るとなると、申請者側から情報がどんどん流れてしまうのではないかと。気をつけなければならない情報が、もちろん市役所側からは出ないのですけれども、結果的に個人情報が出てしまうという危険がどこかにあるのかなと思って伺いましたんですけれども。そういうものを一番気をつけなければならない、たとえばマイナンバーであるとか、本籍であるとか、そういったものを打ち込むといったことはないのでしょうか。

○区政振興課 本籍は、戸籍の場合は必ず入力していただくということになります。本籍地で特定していきますので。

○委 員 本籍地も、将来戸籍の取扱いが始まったときには、入力するということになるのでしょうか。

○区政振興課 そうなります。

○委 員 そうすると、入力者のパソコンの側で気をつけなければならないと。

○区政振興課 こちらも、本籍であるとか、筆頭者、そういったところで特定をしますので、それが間違っていれば証明発行はできませんし、そういったところを確認させていただくことは、必須になります。

○委 員 そういう情報は、入力して送信してしまえば、申請者側のパソコンに残るといったことは無いのでしょうかね、おそらく。

○区政振興課 残りません。残す必要もございませんので。

○委 員 わかりました。

○委 員 他にはございませんでしょうか。

○委 員 基本的なことなのですけれども、申請の対象となる証明書の中に、身分証明書というのがありますね。これは具体的にどういうものを指すのでしょうか。

○区政振興課 身分証明書といいますのは、今でも本籍地の区役所で発行しているものなのですけれども、旧民法でいうところの禁治産者、準禁治産者ではないというところの、また破産者でないというところの証明になります、それを総称して身分証明書と呼ばせていただいております。

- 委員 他にはいかがでしょうか。
- 委員 データの流れがいまひとつ分からないところがありまして、8ページの図で市民がカードリーダーを入れるのですけれども、そこからインターネットに TLS で入るのは、何が入るのですか。マイナンバーでしょうか。
- 区政振興課 申請で入力された内容が、そのまま TLS 通信で送られます。
- 委員 そうすると、どこでマイナンバーと情報とをリンクさせるのですか。
- 区政振興課 マイナンバーは一切扱いませんので、マイナンバーとリンクをする必要はございません。マイナンバーカードを使うだけで、マイナンバーカードの中に入っている電子証明書で暗号化をするというだけです。マイナンバー自体は全く必要がないということになります。
- 委員 ユーザーが入れた情報とリンクしているのは、電子証明書ということですか。
- 区政振興課 申請者の方が私の住民票が欲しいというときに、住所、お名前、生年月日を送っていただかないと、こちらでは誰かが分からないので、その情報は必ず送っていただくのですが、その送る情報について、マイナンバーの中に入っている電子証明書を使って暗号化します。そのためにマイナンバーカードが必要であるというわけです。
- 委員 分かりました。
- 委員 他にいかがでしょうか。
- 委員 クレジットカード決済をするのですよね。クレジットカード会社とのやりとりというのが、行きと帰り、わずかながらありますよね。ここは大丈夫なのでしょうか。一切触れられていないのですけれども。
- 区政振興課 今回の保護審への諮問は、電子申請への項目追加ということで挙げさせていただいておりますが、クレジットカードにつきましては、市と委託契約を締結しまして、クレジットカードのシステムを使うことになります。手数料の支払いのときに、市がクレジットカード会社のシステムのサイトにアクセスして、そこで手数料いくら、という必要な情報を入力すると、申請者のメールアドレス宛にクレジットカード会社からメールが送られて、そこにクレジットカード会社のサイトにアクセスするリンクが貼られて

います。そこをクリックするとカード会社のサイトにつながりますので、そこでクレジットカード決済できるようになっております。クレジットカード決済を専門に行っている会社のシステムを使いますので、当然 SSL 等には対応したものということで、委託契約で事業者を選定するときには、当然セキュリティが確保されるかという点も考慮した上で業者を選定することになっています。

○委員 要するに、別枠で、既にそういう内側に見るような、保障されているような、そういう仕掛けになっているわけですね。

○区政振興課 商品をインターネットで購入したりするサイトではあるような、クレジットカード決済のシステムを導入されているような会社から、事業者を選ぶ予定でおります。まだ決定はしておりません。

○委員 それは従前からあるものなのですか、今回が初めてですか。

○区政振興課 神戸市はこれまで、こういう仕組みを使ったことはありません。一般に利用されているような仕組みを持っている会社を使って、今回クレジットカード決済を導入しようとしています。

○委員 他にいかがでしょうか。

○委員 いわゆる住基ネットといいますか、住民基本台帳カードは、あまり普及しませんでしたよね。マイナンバーカードというものが出されて、2つのカードの関係がどうなるのかということと、住基カードの場合セキュリティに関する不安の声もあって普及しなかったということがあったわけですが、今回のマイナンバーカードについてはどうなのでしょう。

○区政振興課 住基カードにつきましては、昨年の12月で交付は終了しております、マイナンバー交付の際に、住基カードをお持ちの方は交換でこちらに返していただく、という形になっております。住基カードは10年間の期間、有効ではあるのですが、徐々に住基カードはなくなって、最終的にはマイナンバーカードのみになるという形になっております。

○委員 では、住基カードを持っている人は、交換にマイナンバーカードを交付してもらおうということですか。

○区政振興課 両方持つ方はおられない、併用はできない、という形になります。

- 委員 員 では、マイナンバーカードに一元化していこうということでしょうか。
- 区政振興課 最終的にはそういう形になります。
- 委員 員 普及の見通しはどうか。
- 区政振興課 普及につきましては、国が市町村に、頑張るようにと働きかけているところですが、神戸市としても何らかの対応を今後取っていくという形になると思うのですが、いま現在で、国が言っております 10%前後は交付申請が出ておりますので、今後そういったところを伸ばしていくということになるかと思えます。
- 委員 員 今の段階では 10%くらいの普及ということでしょうか。
- 区政振興課 150 万強の人口に対しての、それくらいの数、ということでございます。
- 委員 員 他になにかございませんでしょうか。
- 委員 員 先ほどのご質問に関してなのですが、私もマイナンバーカードを申請して実際に持っているのですが、住基カードを返してくれということとはなかったように思うのですが。それは、確実にやっつけらっしゃるのでしょうか。
- 区政振興課 神戸市は交付会場を設けているのですが、住基カードをお持ちの方は当日会場にお持ちいただくようお願いしております。もしその際にご持参が無ければ、ご自身でハサミで切って、使えない形にしていただく、ということになっております。処分いただく、本来は返していただくという形でご案内をしております。それは、全国統一の取扱いとなっております。
- 委員 員 もしハサミを入れなければ、その住基カードはどうなるのですか。交付会場への持参をたまたま忘れて、家に住基カードとマイナンバーカードと 2 枚あることになった場合、住基カードは使えないことになっているのですか。
- 区政振興課 住基カード自体には写真が載っているものといないものの 2 種類があるわけですが、写真が載っているものは身分証明書としてこれまでもご利用いただいております。ハサミを入れられていなければ、その提示を受けた側はそのカードが有効なのか否かは全く分からないわけですが、

そういう意味では使えるということになるわけですが、ただ実際にこういう電子申請で使うという場合には、マイナンバーカードを交付した時点でこちらで住基カードは失効させておりますので、そういう電子的な部分では全く使えないものとなっております。

- 委員 身分証明書として使われたかどうかは分からない、ということで。
- 区政振興課 それは他のものでも同じでして、免許証にしる保険証にしる、ご本人が持参を忘れたとって返さなければ、それをどこかで提示した際に有効かどうかを判別するすべはありませんので、そういった点では他のカードと全く同じということになります。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての意見をまとめたいと思います。
- 「電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付請求」につきましては、各種の証明書類発行にかかる電子申請受付システムにおいて、現行の住民票の写し等に加えて、マイナンバーカードに標準搭載された電子証明書を活用して、戸籍や印鑑登録証明書等にも申請可能な証明書類を拡充し、またクレジットによる決済の導入により、証明書の郵送を取り扱うことは、申請者の利便性の向上を図るものであり、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるをいたしたいと思っております。

②在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について

保健福祉局健康部地域医療課から、在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 2ページの上の「保険者番号」というのは。
- 地域医療課 国民健康保険とか、後期高齢者医療保険とか、そういった保険者の番号ということです。
- 委員 被保険者の情報は2番目の項目ということですね。

- 地域医療課 そうです。
- 委 員 3 ページの (2) のところの、レセプトデータと介護保険データの突合作業と書いてありますけれども、これはどこで作業されるのでしょうか。
- 地域医療課 これはいま経常業務として毎月、後期高齢者のデータを電算システムが連結しております、そこで介護保険のデータは突合はしております。
- 委 員 わかりました。もう1点ですが、4 ページのところ、「(3) 使用目的を達して保有する必要の無くなったデータ」とありますが、これは「保有」はどこでしているのでしょうか。
- 地域医療課 地域医療課でデータはいったん受け取りますので、そのデータの分析を委託するためにいったんは財団にデータを渡します。
- 委 員 ダブルで持っているということですか。
- 地域医療課 そうです。
- 委 員 そうすると、そのデータの更新とかはどうなっているのでしょうか。
- 地域医療課 いったんは切り取った、何年何月分のデータ、ということになりますので、常時ではなく、ある期間を切り取ったデータを収集しますので、更新等は発生いたしません。
- 委 員 随時というわけではない。
- 地域医療課 そうです。来年度ももしかしたらこの業務を委託して実施するかもしれませんが、今のところいったんは、「この期のデータ」ということで限定して受け取るようにしています。
- 委 員 他にはどうでしょうか。
- 委 員 この「趣旨」のところに書かれているのが、データを収集します、それを分析します、さらにニーズを明らかにして展開へとつなげる、これが目的ということですが、今回ここで諮問のポイントは、情報を収集してそれを置いておくということですよ。それで委託するのは神戸市の外郭団体ということで、そこの情報のどうのこうのというのは問題ない、ということで。

- 地域医療課 はい。
- 委員 その後、分析した後、たとえばニーズを明らかにして施策への展開につなげるというのを、そこで情報がどこかへ出て行くというのは、あるいは神戸市の中でされるというのは、今回の諮問の外、と考えてよろしいのですね。情報を収集するというのが、今回の目的ということで。
- 地域医療課 情報を収集することが、今回の目的でございます。
- 委員 他にいかがでしょうか。3ページの実施概要の(3)のところで、「統計資料を作成し」と書いてあるのですけれども、要するに特定の個人が識別されるような情報はなくて、統計上有意な年齢とか、性別とか、そういうものに加工されてしまっているのですよね。
- 地域医療課 個人情報を出ない形で加工させていただきます。
- 委員 他にご質問よろしいでしょうか。ご意見がございましたら、この諮問案件について審議会としての意見をまとめたいと思います。
「在宅医療データ分析調査のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集」につきまして、後期高齢者医療レセプトデータを収集し、介護保険データと突合することで、市内各地域における高齢者の在宅医療の状況を分析し、今後の地域の実情に応じた施策展開を検討しようとする事は、市民が住み慣れた地域で暮らし続けることに寄与するもので、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であると思いたしたいと思います。

③情報連携基盤システムへの情報項目の追加及びオンライン化について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、情報連携基盤システムへの情報項目の追加及びオンライン化について、条例第7条(収集の制限)、条例第9条(利用及び提供の制限)、条例第11条(電子計算機処理の制限)及び条例第12条(電子計算機の結合の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 単純な質問なのですが、要するに大学で研究するのに、データを随時、神戸市の中のこの「大学等学識経験者のアクセス可能領域」、ここにアク

セスするのですか。データは渡さないのですか。

- 介護保険課 データは渡しません。年1回なのですけれども、データを取り込みまして、匿名化しまして、分析用データセットというものを委託業者に作らせます。この匿名化された分析用データセットで、関東の、東大もしくは千葉大の学識経験者の一拠点から、VPNでアクセスして、そのデータを用いて処理することになります。年度後半に1回、その分析処理をする、ということになります。
- 委員 分析するソフトは大学側にあつて、データ自体は神戸市にアクセスする、ということでしょうか。
- 介護保険課 サーバは、神戸市に置いております。
- 委員 そうすると、分析するツール自体も神戸市に置いてあるのでしょうか。
- 介護保険課 現在は神戸市に置いているんですけども、大学にも置いて、大学でもできるようにするという事です。
- 委員 そうすると、データを分析する元データを匿名化されているのであれば、随時、利便性とかセキュリティのことを考えるのであれば、大学に渡してしまったほうがよいような気がするんですけども。それは何故渡さないのでしょうか。
- 介護保険課 今、大学のほうでこれだけのたくさんの情報がある中で、どの情報とどの情報を組み合わせたら、効果が出るのかということを検証している途中でして、それが無数にあるものですから、委託業者に、この情報とこの情報を今回結び付けてください、と随時指示を出して匿名化して渡していく、データセットして提供していくという状況です。
- 委員 では、データセットを渡しているわけですか。
- 介護保険課 先生方のオーダーがあつた組み合わせについては、渡しております。
- 委員 では、この図はちょっと違いますよね。この図だとデータというのはこのグレーのところにあることになるのですか。
- 介護保険課 いいえ、このグレーの部分はまだ構築しておりませんで、「匿名化されたデータセット」の部分が今のデータに該当します。

- 委員 それで、そのデータセットを渡すというのが、非常に理解が難しいのですが。データがどこにあって、その解析ツールがどこにあるのかによって、そのデータが実際どこに流れていくのか、変わるんですね。神戸市のサーバの中に解析ツールがあるということだと、神戸市のサーバの中に VPN で入って、計算して、そこで処理をして終わりだと思うんですね。しかし大学側で、たとえば東大とかでしたら、東大にある程度のデータセットを渡して、その大学の研究室の中に解析ツールがあるのでしたら、その研究室のサーバで計算されると思うのですけれども。私は後者のほうが実質的だと思うのですけれども、実際のところはどちらなのでしょう。この図は前者のほうの図になっていますよね。
- 介護保険課 大学側にサーバがあるということではございません。神戸市のサーバのみということです。
- 委員 では、大学の先生は常に、解析するときは VPN を使って神戸市のサーバに入って、そこでツールも使って計算する、ということですか。
- 介護保険課 はい。この 17 ページの「(2) 運用上の保護 ウ」にも記載しておりますように、ネットワークの接続は、事前にスケジューリングを行い、使用時のみアクセス、解析いただくようにいたします。
- 委員 なぜ、そのような形態にしているのでしょうか。普通、解析するとしたら、自分の研究室にデータがあったほうがやりやすいと思うのですが。そのデータが匿名化されているのでしたら、別にデータごと渡してしまっても支障ないのではないのでしょうか。
- 介護保険課 それでも十分に安全ではあるのですけれども、私どもも情報化推進部と協議いたしまして、少しでも安全性の確保を図るということで、こういう形をとらせていただいております。
- 委員 わかりました。
- 委員 他にはいかがでしょうか。特にご質問、ご意見ございましたら、この諮問案件について審議会としての意見をまとめたいと思います。「情報連携基盤システムへの情報項目の追加及びオンライン化」につきましては、新たに高齢者の歯科検診等の情報項目を追加し、介護予防にかかる評価分析を充実させることは、より効果的な施策の展開を可能とするもので、健康寿命の延伸等、公益に資すると認められます。また、学

識経験者等の専門家によるデータ分析や統計処理を行うにあたり、情報連携基盤システムと分析拠点との間を VPN 専用回線でオンライン化することにより、遠隔地の大学等に分析拠点を設けることは、学識経験者等の専門家による分析の効率化の観点からも適当であると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④介護保険システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、介護保険システムへの情報項目の追加について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 員 背景的なところからなんですけれども、これはもう既に諮問済みという介護保険システムというものがあって、そこに課税システムから「税・扶養者情報ファイル」というものを共通基盤システムを介してもらってきて追加するということですね。それによって何かシステムが変わるのではなくて、項目がひとつ増えると。それで 4 ページに書かれている内容も、特に何か追加したことによるというよりも、介護保険システムにおけるセキュリティの内容が書かれていると、そういう理解でよろしいですね。
- 介護保険課 そうです。
- 委員 員 一点だけ若干気になったのが、従来は、「本人からの聞き取りのみでなく同意の上で税照会用端末を参照し確認しているが」とされているのですが、この「同意」というのは、何を同意してもらっているのでしょうか。端末を操作することでしょうか。
- 介護保険課 申請書に、「税扶養あり」ということを確認することについての同意をいただいています。つまり、税の情報を確認することについての同意です。
- 委員 員 そういうことですね。では、これからは税の情報が自動的に入ってくるということに対して、これまでは同意を得て参照していたということとの関係で、特に問題はないのでしょうか。
- 介護保険課 これまでは、税情報の端末を確認するということに関して同意をいただ

いていたわけですが、今後は税・扶養者情報を取り込むということではあります、あくまで同意はこれまでどおり申請書の上ではしていただくということで考えております。

○委員 　　そういうことですね。改めて、ということではなく、事前にこういうことをしますよということで同意を取るということですね。

○介護保険課 　　はい。

○委員 　　他にいかがでしょうか。よろしいですか。それではこの「介護保険システムへの情報項目の追加について」ですが、審議会としての意見をまとめたいと思います。

介護保険料の生活困窮者減免及び神戸市社会福祉法人等利用者の負担軽減は、負担能力のある者に扶養されていないことが要件であり、現在は、税照会用端末で確認しているとのことですが、新たに介護保険システムに扶養者有無の情報項目を追加し同システム上で確認できるようにすることは、適正な資格認定と事務の効率化を可能とするもので、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤国民健康保険システムのサーバ管理項目の確定について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国民健康保険システムのサーバ管理項目の確定について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 　　ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 　　システムは既にこの審議会で諮問済みで、データ項目が確定したということで、それに関しては全く意見は無いのですが、個人的に分からない点の質問としまして、4ページの滞納管理テーブルの中に「原爆回答日」というものがありますが、これは何なのでしょう。

○国保年金医療課 　　保険料を滞納している場合、被保険者証を返却いただく場合があるのですが、原爆の被爆者につきましては返還を求めない旨の条文がありまして、申請いただくわけですが、そこに回答日等の記載がありますので、その情報管理という趣旨のものでございます。

○委員 　　わかりました。

○委員 他にございませんでしょうか。それではご意見もないようですので、当審議会の意見をまとめたいと思います。

「国民健康保険システムのサーバ管理項目の確定」につきまして、国民健康保険システムのサーバ管理への移行に関しては、第 72 回個人情報保護審議会の答申を経て、現在、システムの構築を行っているとのことですが、今回の諮問で示された確定した情報項目について電子計算機処理を行うことは、適切であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底する予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥市民税サブシステムへの情報項目の追加について

行財政局主税部課税企画課から、市民税サブシステムへの情報項目の追加について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 特にご意見ございませんでしょうか。マイナンバー項目を追加するという、シンプルなケースですが。特にご意見等ございましたら、審議会としての意見をまとめたいと思います。

「市民税サブシステムへの情報項目の追加」につきましては、番号法に定められた事務を実施するにあたり、「制度個人番号」を新収滞納システムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦新収滞納システムへの情報項目の追加について

行財政局主税部税制課から、新収滞納システムへの情報項目の追加について、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 先ほどの諮問案件とほぼ同じ、マイナンバーの項目追加という内容とのことですが、ご意見ございませんでしょうか。特にご意見ございませんでしたら、審議会としての意見をまとめたいと思います。

「新収滞納システムへの情報項目の追加」につきましては、番号法に定め

られた事務を実施するにあたり、「制度個人番号」を新収滞納システムで管理するため、情報項目を追加して電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性や同期性を確保するために不可欠であると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧神戸市ふるさと納税管理システムの構築について

行財政局主税部税制課から、神戸市ふるさと納税管理システムの構築について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 これは全国的に行われている制度ですから、既にそういうシステムが開発されて、他の市町村で使われていたりするのでしょうか。
- 税 制 課 現在想定されているのは、約400程度の自治体が利用しているシステムを考えております。
- 委 員 先行してシステムが導入されている自治体はかなりある、ということでしょうか。
- 税 制 課 はい。そういったところで、ある程度セキュリティが確立されているものと考えております。
- 委 員 細かい話で申し訳ないのですが、5ページの図なんですけど、2点質問がありまして、ひとつは神戸市からふるさと納税管理システムへの矢印についてですが、これは双方向ではないのですか。
- 税 制 課 これは一方向です。
- 委 員 データはやり取りしないのですか。「各種情報の登録・照会」の一方向になっていますが、双方向ではないのかなと。
- 税 制 課 はい、神戸市からは登録と照会だけです。新しい情報がどんどんふるさとチョイスから更新されていきますので。
- 委 員 全く別の点なのですが、これは何かな、というのがありまして。寄附者から神戸市に「寄附申込（郵送・持参）」とあるのは、ふるさと納税につ

いて、電子的にはなくて申込書を市に持参してくる、ということですか。

- 税 制 課 はい。ファクスで送信されたりする場合もあり、私どもで対応します。
- 委 員 この図は、ふるさと納税管理システムにいろいろな情報を集約するという行為が、自動であれ手動であれ、あるんですけども、それを利用するところのデータの流が描かれていないのですけれども。たとえば返礼品の発注等は、このふるさと納税管理システムとは連携しないのでしょうか。また、たとえば返礼品が発送されているかどうかといったところも、自動で確認できるようにも、「効果」のところで書かれているようにも見えるのですが。この図だけを見ると、データを集約してそこだけがほとんど真空になってしまっているようで、情報が出てこないような構図になっているのですが。データ管理の点ではこのように閉じていけばいいのですが、出る側が、例えば誰でもアクセスできるというような、そういうことはないと思いますけれども。出る側が、あるいはシステムの範囲が描かれていなかったの。少し気になりましたので。
- 税 制 課 基本的に、情報を出す際は紙などで印刷をしまして、ファクス等で返礼品発送を業者に発注します。返礼品の発送も、事業者が発送日の確認をとりましたら、こちらでシステムに手入力しています。どこかと連携して、情報を出すということは、基本的にしないことになっています。
- 委 員 そうすると、エクセル等で管理されているデータベースそのものを、ここで管理することによって、その手間を省けると。ただし周辺はあくまでも人間がすると。
- 税 制 課 はい、手作業ということになります。
- 委 員 他に何かご質問はございませんでしょうか。
では、審議会としての意見をまとめたいと思います。「神戸市ふるさと納税管理システムの構築」につきましては、ふるさと納税制度を利用した神戸市への寄附金について、現在、寄附者情報は PC 統合管理端末で管理されているとのことですが、対象者の増加に伴い、新たに寄附者情報等を管理するシステムを構築することは、正確かつ効率的な事務処理を可能とするもので、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委 員 それでは、本日予定された議事は以上で終了しました。なお、本日審議

いたしました、12件の諮問への市長への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、これもちまして、第76回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。